

令和4年12月27日
あおい交通株式会社

弊社に対する行政処分の公表

弊社野口営業所は、中部運輸局から下記のとおり行政処分を受けました。
今回の処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて改善に取り組んでまいります。

記

1 行政処分を受けた日

令和4年12月27日（火）

2 違反の内容及び警告の内容

[違反の内容]

- (1) 事業計画及び運行計画の定めるところに従い、その業務を行っていなかった。
- (2) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
- (3) 主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

[警告の内容]

- (1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準に従った勤務時間及び乗務時間を設定していなかった。
- (2) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
- (3) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
- (4) 運転者に対する指導監督の記録の記載事項が不適切であった。

3 処分の内容

野口営業所

事業自動車の停止 40 日間（2 両×20 日間）

4 改善措置

関係法令を遵守し、改善に努めてまいります。

以 上